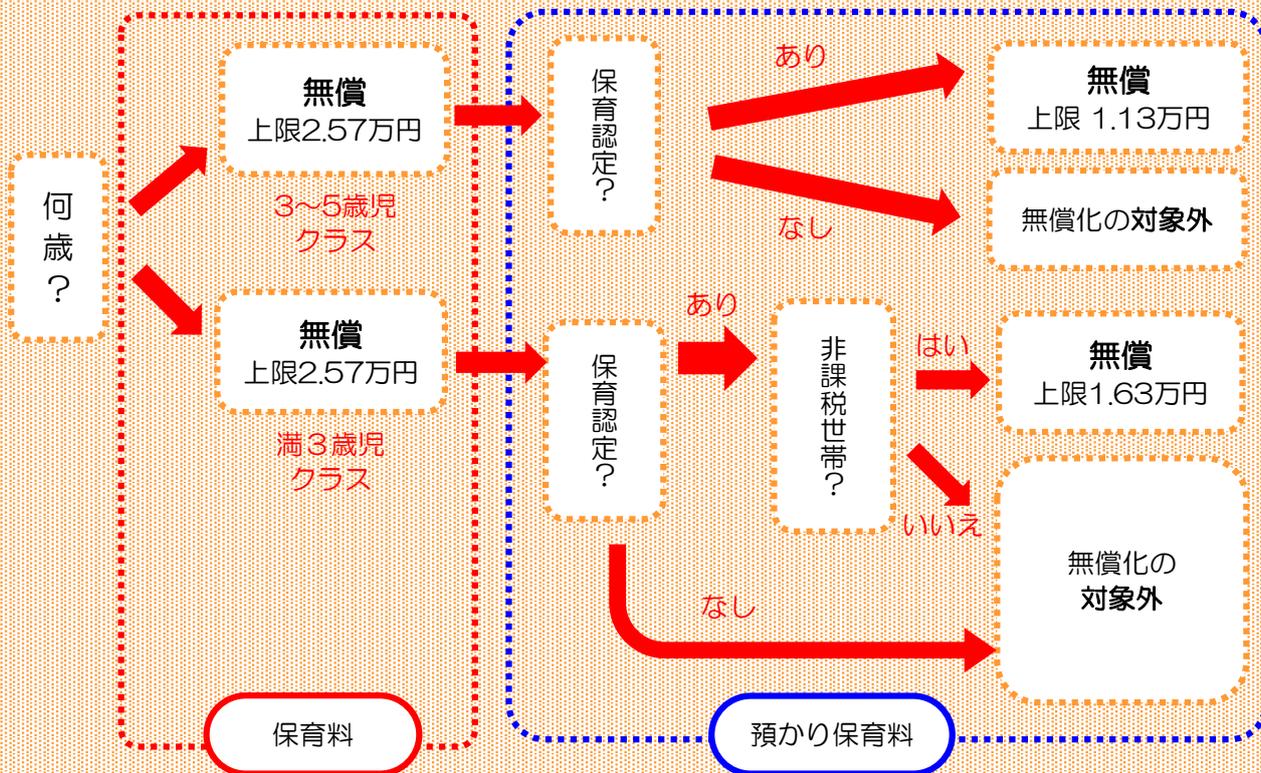


# 幼稚園の保育料無償化について

## 無償化の範囲

すべての子どもの保育料・入園料（上限あり）  
預かり保育料（条件あり / 利用料上限あり）



## 無償化対象外となる経費

給食材料費・行事費・その他施設で実費徴収している経費

## 給食材料費について

主食費（ごはん代）、副食費（おかず、おやつ代等）については、在宅で子育てをする場合も生じる費用であることから、これまでどおり保護者にご負担をいただくこととなります。

ただし、保護者の負担減免を図るため、以下の方については副食費（おかず、おやつ代等）を助成いたします。

- ①年収360万円未満相当世帯の子ども
- ②小学校3年生以下の兄・姉から数えて第3子以降の子ども

例：長男 小学4年生、長女 小学3年生、次男 幼稚園児、三男 幼稚園児の場合  
長男は数えないため、長女が第1子、次男が第2子、三男が第3子となります。

## 預かり保育料の無償化について

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。子ども子育て支援制度における巨理町の「保育の必要性」とは、保護者が以下の要件のうち、いずれかを満たしている状態をいいます。

- ①1か月あたり、64時間以上の労働
- ②妊娠・出産（出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧（自己の家屋や生業等の復旧）
- ⑥求職活動（2か月間のみ有効）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあるもの
- ⑨その他、上記に類するものとして町長が認める状態にあるもの

※イメージ図



## 預かり保育料の無償化額計算方法について

預かり保育料の支給額は「実際支払った金額」と「450円×利用日数」を比べて、少ない方となります。

例) 1日600円の預かり保育を10日間使った場合

• 600円×10日=6,000円

• 450円×10日=4,500円

この場合、4,500円が無償化分となります。

## 無償化に係る手続きについて

申請書を記入し、必要書類を添付のうえ、利用する幼稚園に提出してください。詳しくは同封のチラシ「幼稚園入園にかかる提出書類について」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、子ども未来課子育て支援班（0223-34-1225）までお問い合わせください。